

委員会インターネット中継の本格的実施について

経緯

- ・委員会インターネット中継については前期のミッションロードマップに掲げられており、令和4年度後半より、議会運営委員会の様子を試験的に YouTube において、ライブ中継と録画映像の配信（以下、中継等とする）を行ってきた。
- ・委員会室の工事が終了したことから、今後、常任委員会・特別委員会・議会運営委員会についての中継等にあたり、ルール作りを行う必要がある。

スケジュール

- ・令和5年8月通常会議の予算決算常任委員会分科会以降、試験的に中継等を行い、問題がなければ11月通常会議以降に本格的に中継等を行う。

機能にかかる対応

① 1分間動画や広報用動画と、委員会の中継等との分離

- ⇒ PRを目的とした1分間動画や広報用動画が、委員会の録画映像に埋もれないように、大津市議会チャンネルとは別に大津市議会委員会チャンネルを作成し、委員会室で開催するすべての委員会の中継等を行う。

② 委員会チャンネルへの誘導

- ⇒ 視聴者が委員会チャンネルにたどり着きやすいように、本市議会ホームページのトップにバナーを作成するほか、会議日程、会議資料のページからも委員会チャンネルのトップページにアクセスできるようにする。（資料①、②）
- ⇒ 議会日程を知らせる SNS においても、周知を行う。また、大津市議会チャンネル等からもアクセスできるようにする。
- ※ 本市議会ホームページからのリンクについては、本格実施から設定する。

③ 映像にかかる著作権や会議録との関係等の周知方法

- ⇒ 視聴者に映像の位置づけを御理解いただけるように、YouTube のチャンネルに留意事項を記載するとともに、本市議会ホームページにも運用方針を記載する。（資料③）

④ 録画映像の見つけやすさの向上

- ⇒ チャンネル内に多くの録画映像を作成することから、視聴したい録画映像を探しやすくするため、委員会毎にリストを作成する。（資料④）

⑤ YouTube のコメント欄における誹謗中傷対策

- ⇒ 視聴者の声としてコメント欄を許可制で解放することも可能であるが、コメントのチェックに要する職員の事務負担を考慮し、コメント欄は閉鎖する。

運用にかかる対応

① 対象となる委員会の選定（即決議案・臨時委員会も対象とするか）

- ⇒ ライブ中継を予定しづらい即決議案や、追加の委員会であっても、開かれた議会の実現の観点からライブ中継を行う。
- ⇒ 分科会・常任委員会が連続開催される場合は、操作ミスを防ぐために分科会・委員会のライブ中継を一体的に行う。

② 委員会休憩中のライブ中継停止

- ⇒ 一旦休止すると動画配信設定に時間を要することから、数分で終わる場合はそのままライブ中継を行い、委員会の運営上１０分ほど休憩を取る必要がある場合は休憩中とわかる画像を画面に表示したまま中継し、昼休憩など長時間の休憩に入る場合のみ一旦中継を停止する。

③ 録画映像の公開期間

- ⇒ 期限を設けず録画映像の配信を行うと、資料管理などの手間があることから、本会議同様に前任期の分まで（最大８年）を公開し、改選後に前任期以前の録画映像を削除する。また、ホームページ上にある委員会資料も録画映像の公開期限と合わせる。

④ 視聴者への委員会資料提供

- ⇒ 視聴者が委員会での協議の内容が分かるように、本市議会ホームページにおいて委員会で使用する資料を委員会開催まで（原則前日）に公開する。なお、資料として議案説明原稿や議案要旨、予算(案)のポイントを含む。

⑤ 当日の資料差替えが生じた際の対応

- ⇒ 急遽の資料差替えには対応しかねるため、原則ホームページにある急遽の資料の差替えは行わない。なお、会議終了後、訂正版として差替えを行う。

⑥ ライブ中継トラブル時の委員会運営・周知

- ⇒ 委員会の運営を優先し通常通り開催する。周知としては、本市議会ホームページ上にトラブルのため視聴できない旨の案内を出す。なお、トラブルによりライブ中継できなかった場合は、後日に音声のみ配信ができるようにする。

⑦ 発言訂正・取消等に対する録画映像の修正

- ⇒ 職員の事務負担を考慮し、原則として発言の訂正に際しては録画映像を編集しない。なお、注意・免責事項に「配信映像は、本市議会の公式記録ではありません。委員会における発言の訂正等についても修正せずに配信しています」と明記する。
- ⇒ 著しい社会的損害等が生じる場合、発言の取り消しがあった場合のみ、当該部分のみ編集する。

⑧ 傍聴者への周知

- ⇒ 傍聴者が意図せずライブ中継に映り込み、プライバシーが侵害されることの無いよう、傍聴者に向けに委員会の様子がライブ中継されている旨委員会室への掲示等でお知らせする。

委員会 YouTube 配信への誘導について

ホームページ等からの誘導イメージ

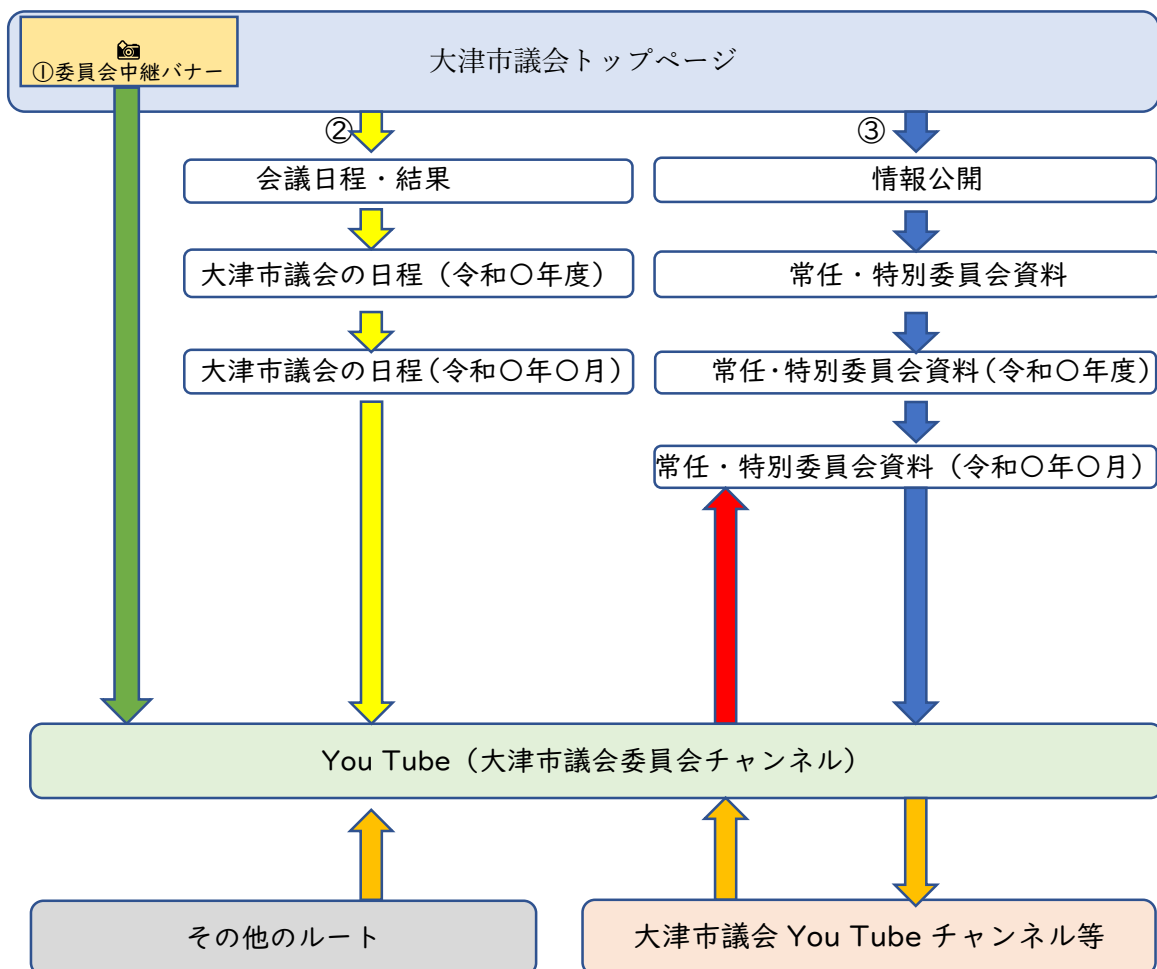
①大津市議会トップページ「委員会インターネット中継バナー」から You Tube へ移動するルート

②大津市議会トップページ「会議日程・結果」から You Tube へ移動するルート

③大津市議会トップページ「情報公開」から You Tube へ移動するルート

④その他のルート（インターネット等で検索し、直接大津市議会委員会チャンネルへ移動するルート）

※この他、大津市議会 You Tube チャンネル、本会議中継からも誘導が必要



大津市議会トップページ入り口

大津市議会トップページ上部より「会議日程・結果」または「情報公開」をクリック



委員会中継バナーイメージ

委員会中継バナーを新たに大津市議会トップページに挿入する。



大津市議会トップページ下部より「大津市議会の日程（令和〇年度）」または「常任・特別委員会資料」をクリック



注意・免責事項

大津市議会では、You Tube にて委員会のライブ配信を行っています。
視聴にあたりましては、外部ページにアクセスすることとなりますのでご注意ください。
また、下記の注意・免責事項をお読みいただき、ご了承くださいようお願いします。

■ご利用について（注意・免責事項等）

- ・ **配信映像は、公式記録ではありません。**公式な記録は会議録でご確認ください。また、委員会における発言の訂正等についても修正せず配信しています。
- ・ **配信映像の著作権は、本市議会に帰属します。**なお、配信映像の画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等に転載することを禁止します。また、配信映像の目的外利用又は内容の改変を禁止します。
- ・ **インターネット回線の状況や You Tube 側のサーバ負荷、その他視聴者の PC 環境等により、映像や音声が途切れる、又は停止するなど正常に視聴できないことがあります。**
- ・ 配信ページに表示される市議会公式アカウント以外の関連動画、企業広告等は本市議会とは一切関係がありません。また、広告によるいかなる理由での損害についても本市議会は一切責任を負いません。
- ・ **本市議会は、You Tube とは契約関係にないため、配信映像が正常に視聴できない、あるいは視聴することにより何らかの損害が生じた場合にも一切責任を負いません。**
- ・ 大津市議会委員会チャンネルは、You Tube の字幕表示機能に対応しております。
字幕を表示する場合、パソコンで視聴される方は画面右下の字幕ボタンから、スマートフォン等でご視聴される方は画面右上のメニューから字幕表示を設定して、ご利用ください。なお、字幕は自動変換のため、誤りがある場合があります。字幕は公式なものではありませんので、ご注意ください。

再生リスト作成イメージ

- ①ライブ配信終了後、あらかじめ作成している再生リストへライブ配信動画を移動
(管理画面で操作)



- ②委員会ごとの再生リストから委員会ごとにまとめた再生が可能となる。

